

令和8年度

地域密着型サービス整備事業者公募要項

認知症対応型共同生活介護
看護小規模多機能型居宅介護
共通

令和8年6月

刈谷市福祉健康部長寿課

1 公募の趣旨

刈谷市では、「第9期刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画（令和6年度～令和8年度）」に基づき、地域密着型サービスの整備を進めています。

本公募は、地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護と看護小規模多機能型居宅介護を整備・運営する事業者をそれぞれ募り、事業計画等の内容について審査し、対象事業者の選定を行うものです。

2 公募する施設の概要

施設名称	定員数	整備数	整備区域
認知症対応型共同生活介護 事業所（予防を含む）	18人（2ユニット）	1か所	市内全域可
看護小規模多機能型居宅介護 事業所	登録29人 ※通い定員、宿泊定員については、基準の範囲内で任意とする	1か所	市内全域可

※公募の上記2種のサービスを合築・併設して新設することも認めます。

※看護小規模多機能型居宅介護は、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者介護、訪問看護等に合築・併設して整備する場合、人員基準等で兼務要件の緩和が認められています。

3 事業開始時期

令和9年度末までに整備し、令和10年度に事業開始してください。

※令和9年度以前の開所を妨げるものではありません。

※各種関係法令の規制による場合は、この限りではありません。

4 応募できる事業者の資格要件

- (1) 法人格を有する者。（病床を有する診療所の開設者が看護小規模多機能型居宅介護に応募する場合を除く。）
- (2) 介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号の規定に該当しないもの。
- (3) 法人の役員等（就任予定者を含む。）が刈谷市暴力団排除条例（平成24年条例第

8号) 第2条第2項に規定する暴力団員、又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

5 応募要件

- (1) 介護保険法及び老人福祉法、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年3月14日号外厚生労働省令第34号)、「刈谷市介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第14号)」など各種関係法令を遵守すること。
- (2) 計画予定地が都市計画法など各種関係法令の規制にかかる場合、原則として公募申請までに関係部署との協議を終え、確実に建設ができる状況にしておくこと。
- (3) 刈谷市都市計画マスタープランなど市の各種計画の内容に適合した提案とするものとし、整備・建築にあたっては、市や関係機関からの指示、指導に従うこと。
- (4) 施設を整備する土地・建物は、事業者が所有権を有すること、若しくは取得が見込まれること、又は賃貸借契約の締結が確実であること。事業所の整備形態は、新築整備、既存建物の増築・改修による整備、いずれの形態も可とする。

6 事前申出について

(1) 事前申出

本公募に申し込みを希望する事業者は、所定の「事前申出書」の提出が必要です。
期間内に「事前申出書」の提出がない場合は、後の応募申込は受け付けませんのでご留意ください。

(2) 受付期間等

受付期間	提出場所
令和8年6月1日(月)～7月31日(金) <持参の場合> 受付時間：午前9時～午後5時 (土・日・祝日を除く。)	刈谷市役所 1F 長寿課 介護保険企画係 電話 0566-62-1013 (直通)

<p>< 郵送及び電子メールの場合 ></p> <p>令和 8 年 7 月 3 1 日 (金) 必着</p>	<p>< 郵送先 ></p> <p>〒448-8501</p> <p>刈谷市東陽町 1 丁目 1 番地</p> <p>刈谷市長寿課介護保険企画係</p> <p>< 電子メール送付先 ></p> <p>choujyu@city.kariya.lg.jp</p>
--	--

7 応募申込について

(1) 応募申込

この公募要項を参考に以下の、公募申請書及び開設提案書を提出してください。なお、市が受理した書類は、理由の如何に関わらず返却いたしません。また、応募に關し必要な費用は、事業者の負担とします。

応募申込にあたっては、受付期間終了直前を避け、余裕をもって提出してください。提出書類に不備があり、受付終了時までにはその不備が解消されない場合は受け付けることができない場合があります。

(2) 受付期間等

受付期間	提出場所
<p>令和 8 年 8 月 3 日 (月) ~ 8 月 1 0 日 (月)</p> <p>受付時間：午前 9 時～午後 5 時</p> <p>※電話で予約の上持参してください。</p> <p>(郵送・FAXは不可)</p>	<p>刈谷市役所 1 F</p> <p>長寿課 介護保険企画係</p> <p>電話 0566-62-1013 (直通)</p>

(3) 応募に関する提出書類

項目	内容等	様式
1 公募申請書	所定の様式	様式 1
2 定款又は寄附行為	最新のもの	
3 法人登記簿謄本	応募申込前 3 か月以内に発行されたもの (コピー可)	

4 法人概要	事業運営に関する届出書	様式 2
	法人代表者の経歴書	様式 3
	役員名簿	様式 4
	既存施設・事業所の運営状況 (パンフレットの添付可)	様式 5
	財務諸表（貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の明細を含む）、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書など） ※直近 3 年分（3 か年未満の場合は存するすべて）	

※法人格を有しない場合は、2、3は不要、4は相当するものを提出すること。

(4) 提案に関する提出書類

項目	内容等	様式
1 開設提案書	所定の様式	様式 6 - 1 ~ 3
2 開設計画書	所定の様式	様式 7
3 応募の動機	本公募に応募した理由	様式自由
4 理念・基本方針	<p>(1) 運営理念 法人の運営理念と本事業の運営理念</p> <p>(2) 基本方針</p> <p>①サービスの質を高めるための目標・方策</p> <p>②利用者本位の視点に立った具体的なサービス提供内容</p> <p>③利用者の状態、意向に配慮したサービス計画作成の考え方</p> <p>④認知症ケアに対する考え方と方策</p> <p>⑤身体的拘束等の適正化に対する考え方と方策</p> <p>⑥自立支援・重度化防止のための考え方と方策</p>	様式自由

	<p>⑦利用者の人権の擁護、虐待防止に対する考え方と方策</p> <p>⑧看取りに対する考え方と方策</p> <p>⑨その他（法人独自の考え方）</p>	
5 地域との連携	<p>(1) 開設にあたっての地域住民への理解を得るための方策</p> <p>(2) 地域との交流を図る方策</p> <p>(3) ボランティアの受入れ体制について</p> <p>(4) その他（法人独自の考え方）</p>	様式自由
6 医療等との連携	<p>(1) 医療依存度の高い利用者へのケアに対する考え方と体制整備について</p> <p>(2) 協力医療機関、介護老人福祉施設、介護老人保健施設との連携体制について</p> <p>(3) 事故・緊急時の救急体制について</p> <p>(4) その他（法人独自の考え方）</p>	様式自由
7 防災対策	<p>(1) 避難体制の整備について</p> <p>(2) 防災意識の啓発・育成方法について</p> <p>(3) 有効な避難訓練の考え方</p> <p>(4) 地域との連携に対する考え方</p> <p>(5) その他（法人独自の考え方）</p>	様式自由
8 事業運営 ※合築・併設する場合は施設単位で作成すること。	<p>(1) 借入金返済計画書</p> <p>(2) 収支シミュレーション</p> <p>(3) 利用料金表 ※居住費・食費等の内訳を記載し、積算根拠を示すこと。</p> <p>(4) 業務継続計画（災害発生時、感染症発生時等）に対する考え方</p>	<p>様式 8</p> <p>様式 9 - 1 ~ 3</p> <p>様式自由</p> <p>様式自由</p>
9 建設計画	<p>(1) 建物計画図（配置図、平面図、立面図）</p>	

	<p>※図面は原寸を縮尺し、設計・作図した建築士(設計者)の氏名が記載されているの。</p> <p>※配置図には、駐車場の位置及び台数も記載すること。</p> <p>※平面図には、居室、食堂など主要な部屋の面積と廊下幅を内法で記載すること。</p> <p>(2) 開設予定地の地図・写真</p> <p>(3) 土地売買確約書、賃貸借確約書など、用地確保を証するもの。</p> <p>(4) 整備に係る事前協議報告書</p> <p>※近隣住民等から要望があった場合は、可能な限り、意見を反映させるよう努めること。</p>	様式10
10 衛生管理	<p>(1) 感染症の予防に対する考え方と方策について</p> <p>(2) 食中毒の予防に対する考え方と方策について</p> <p>(3) その他(法人独自の考え方)</p>	様式自由
11 事故防止・安全対策	<p>(1) 利用者の事故防止に対する考え方と方策</p>	様式自由
12 職員体制	<p>(1) 緊急時及び日常における職員のバックアップ体制に関する考え方</p> <p>(2) 職員の質の向上に関する考え方</p> <p>(3) 職員の確保と離職防止に対する考え方</p> <p>(4) ハラスメント対策強化に対する考え方</p> <p>(5) その他(法人独自の考え方)</p>	様式自由

※認知症対応型共同生活介護と看護小規模多機能型居宅介護を合築・併設する場合は、共通する部分を除き、それぞれについて必要事項を記載ください。

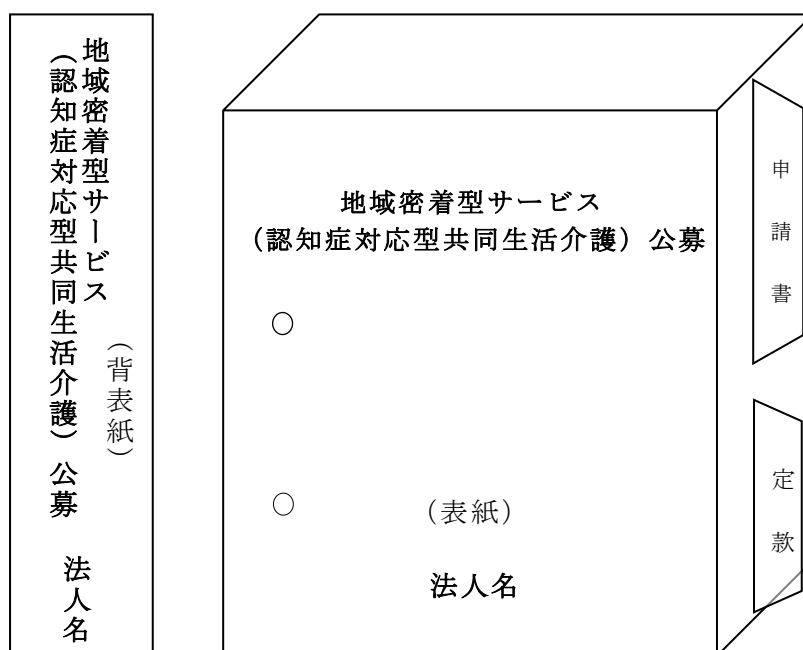
※所定の提出書類以外に本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められます。

(5) 提出書類の体裁

提出書類の体裁は、以下に示す体裁を整えてください。

- ①項目ごとに、仕切りを挿入し項目名のインデックスをつける。
- ②全体をフラットファイルで綴り、表紙と背表紙に「地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護または看護小規模多機能型居宅介護）公募」及び「法人名」を記載する。（新規整備による合築・併設の場合においても各サービスのファイルをそれぞれご用意ください。）

(例)



(6) 部数等

- ①提出書類は12部作成し、1部を正本、11部を副本（写し）として提出してください。
- ②所定様式が定められているもの以外は、原則としてA4版で提出してください。ただし、図面はA3版とし、A4サイズに折り込んでください。

8 応募に関する質問及び回答

(1) 質問の方法

応募に関する質問を、電子メールでのみ受け付けます。所定の「質問票」により、

質問内容を簡潔かつ明確に記載してください。なお、審査選定内容や、介護保険法に基づく指定基準等により確認ができる事項、他の応募者に関する情報等については回答しかねますのでご遠慮ください。

【受付期間】

令和8年6月1日（月）～7月31日（金）午後5時

(2) 電子メールの送付先

電子メール：choujyu@city.kariya.lg.jp

(3) 回答の方法

電子メールにて回答しますが、応募者全体に関わるものと判断した場合は、ホームページ上に掲載いたします。

9 事業者の選定について

(1) 選定方法

①書類審査及びプレゼンテーションによる審査に基づいて、総合的に評価する審査を行います。なお、プレゼンテーションの日時については、応募書類の受付締切後に通知します。ただし、応募事業者多数の場合は、応募書類のみによる選考を行うことがあります。その場合、次の内容を満たした応募書類が優先されますので、ご承知おきください。

(ア) 介護保険サービスの事業実績がある、応募するサービス事業実績がある、
介護保険サービスの実施事業数が多い

(看護小規模多機能居宅介護の場合は次いで医療サービスの事業実績がある)

(イ) 建設予定地が既存事業所と近接していない(認知症対応型共同生活介護のみ)

【既存事業所の所在地】

事業所名	所在地	圏域
グループホームあじさい「ふじまつ」 (小規模多機能あじさい「ふじまつ」併設)	東境町神田57-1	北部
グループホーム百々刈谷富士松	今岡町弁天12-1	北部
グループホーム百々刈谷	築地町3-29-10	北部
グループホームあじさい「あいづま」 (小規模多機能あじさい「あいづま」併設)	東新町6-33-3	中部
グループホームめぐらす刈谷	神明町4-723-2	中部

(仮称) 愛の家グループホーム刈谷小山町	小山町 5-5-3、4	中部
グループホームあじさい「みゆき」	御幸町 4-2-12	中部
(仮称) グループホームオーネスト杜若	港町 6-2-1、2-2、2-4	中部
愛の家グループホーム刈谷野田	野田町中山 2-2-1	南部
グループホームあかり (刈谷苑) (小規模多機能型居宅介護あかりの家(刈谷苑)併設)	半城土町大下馬 9-7	南部
グループホームおがきえ	小垣江町永田 8-1	南部

- ② 有識者等で構成する事業者選定委員会は、評価の高い事業者を選定します。
- ③ 市は、その選定結果を踏まえて選定事業者を決定します。
- ④ 審査の結果、選定事業者なしとする場合があります。

(2) 書類審査及びプレゼンテーション審査選定基準

評価項目	採点基準
①応募の動機、理念、基本方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・当市の高齢者福祉の向上、充実が期待できるか。 ・独自性がみられるなど、優れた方針があり、方策に具体性、実現性があるか。
②地域・医療等との連携について	<ul style="list-style-type: none"> ・独自性がみられるなど、優れた方針があり、方策に具体性、実現性があるか。
③事業運営について	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の経営状態が良好であるか。 ・当該事業や関連する介護保険事業等において事業実績があるか。 ・過去5年以内の事業に係る行政庁の監査及び指導状況及び改善等対応状況に問題はないか。介護給付費等返還金がある場合は、誠実に返還しているか。 ・長期的に適正で安定した事業運営ができるか。
④建設計画について	<ul style="list-style-type: none"> ・計画予定地は適切か。 (市街化区域が望ましい。) (建設予定地が既存事業所と近接していない)

	<p>か。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地及び建物については法人所有が望ましいが賃貸借の場合は、30年間以上の地上権や賃借権の設定登記を条件とするなど、事業存続に必要な期間の使用が見込めるか。 ・申し込み時点で売買契約または、賃貸借契約に関する同意が得られているか。 ・土砂災害や浸水、洪水等の危険性が高くないか。 ・既存物件にて整備する場合は、耐震性やアスベストの除去処置済等、建築法関係法令と介護保険法上の基準等を満たしているか。 ・介護保険等の施設と合築・併設する場合は、運営上や利便性から合築・併設するメリットがあるか。
⑤防災・衛生管理・事故防止の対策について	<ul style="list-style-type: none"> ・優れた方針があり、方策に具体性、実現性があるか。
⑥人員、設備、運営について	<ul style="list-style-type: none"> ・独自性がみられるなど、特に優れた方針があり、方策に具体性、実現性があるか。 ・関係法令を遵守した内容になっているか。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、応募したすべての事業者に文書により通知します。また、選定経過等についてのお問い合わせには一切応じません。

(4) 選定結果の公表

選定結果は、選定された事業者についてのみ広報誌（市民だより）及びホームページで公表します。

10 施設整備に対する補助について

補助については、愛知県の地域医療介護総合確保基金を活用する予定ですが、現時点

で令和9年度以降の補助の確約はないため、資金計画は十分な余裕をもった計画としてください。

補助金の交付を受けて施設整備を行う場合、補助金の交付決定前に施工業者を決定しないようにしてください。また、同年度内に補助対象工事を完了する必要があります。補助金の支払いは実績報告を受け、建物完成確認後となります。

なお、補助金を受けて整備した施設・設備等の財産を処分する（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は取り壊すこと等）にあたっては、制限がかかり、財産処分の前に承認を得ることが必要となり、処分の内容によっては承認の際に補助金の一部返還等の条件が付されます。

【参考】地域医療介護総合確保基金

※（案）愛知県介護施設等整備事業費補助金交付要綱（令和8年4月1日（予定）から適用）に準じた内容となります。

※下記の額と、総事業費のうち対象経費を比較し少ない方の額を交付します。

・建設費に対する補助額

※土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象となります。（別途条件あり）

（整備）

認知症対応型共同生活介護 44,700千円（予定）

看護小規模多機能型居宅介護 44,700千円（予定）

※合築・併設する場合、上記に1.05を乗じた額になる場合があります。

（空き家を活用した整備）

認知症対応型共同生活介護 11,900千円（予定）

看護小規模多機能型居宅介護 11,900千円（予定）

・開設準備経費に対する補助額

認知症対応型共同生活介護 1,120千円（予定）×定員数

看護小規模多機能型居宅介護 1,120千円（予定）×宿泊定員数

1.1 留意事項

- (1) 応募にあたっては、提案した事業が確実に実施できるよう、具体的な内容のものを提出してください。
- (2) 市からの依頼による追加資料の提出を除き、提出期限以降における申請書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (3) 応募受付後に辞退をする場合には、辞退届（様式自由）を提出してください。
- (4) 提出された書類中の個人情報等は、本選定以外には使用しません。
- (5) 提出された書類は刈谷市情報公開条例に基づき、行政文書として情報開示の対象となる場合があります。
- (6) 選定委員会の委員及び本件関係者に接触する（公募に関する質問等、正当な行為を除く。）など、選定にあたり公平性を害する行為があった場合は失格とします。
- (7) 提出書類に虚偽があった場合、本要項に違反し、または逸脱した場合、本市の許可なく事業計画を大幅に変更した場合、反社会的な事由やその他市民の疑惑や不信を招く行為をしたと市長が認める場合は選定を取り消すことがあります。
- (8) 選定後に辞退する場合は、今後の公募に応募できません。ただし、正当な理由による辞退の場合はこの限りではありません。
- (9) 事業計画の中止や選定されなかったことによる一切の損害や、選定された事業計画に伴い生じた損失等について、市はその責任を負いません。
- (10) 借入金を予定している場合、借入先と十分調整の上、資金計画を作成してください。
- (11) 申請に関する指定様式については、ホームページよりダウンロードしてください。
- (12) 刈谷市では介護相談員派遣事業を行っているので、開設後半年を目途に介護相談員の訪問を受け入れてください。
- (13) 市街化調整区域の場合は、開発許可や建築許可、さらに農地の場合は農地転用許可の手続きが必要となります。また、都市計画や農業振興地域制度等によりそれぞれ根拠法令等から福祉施設等を整備することができない地域もあります。市の公募であるという理由だけで市街化調整区域の農地転用等の各種許可が可能となるわけではありませんのでご注意ください。

- (14) 施設を整備する土地・建物は、事業者が所有権を有すること、取得が見込まれること、又は、賃貸借契約の締結が確実であることが必要です。申込み時点で売買契約または、建物を賃貸する場合は、長期の事業継続が確保される期間の賃貸借契約に関する同意が得られていることを証明する書類を提出ください。
- なお、市街化調整区域内での建物の事業用賃貸はできません。
- (15) 事前に、自治会や計画予定地の近隣住民等への説明を十分に行ってください。

1.2 スケジュール概要（予定）

令和8年6月1日（月）	ホームページ上で公募要項公開
6月1日（月）～7月31日（金）	事前申出書受付期間
6月1日（月）～7月31日（金）	質問受付期間
8月3日（月）～8月10日（月）	公募申請書及び開設提案書受付期間
9月中旬～下旬	書類審査、プレゼンテーションによる審査
10月上旬	選定事業者の決定、結果通知及び公表